

10月1日から

# 「要介護認定」の

# 申請を受け付けます

## サービス利用までの手続き

### 市へ申し込みます

本人または家族が、介護を必要としていることを認定してもらうために、市の窓口(福祉事務所)に申請書を提出します。在宅介護支援センターや介護サービス提供機関でも受け付けをしており、申請の代行もしてくれます。

### 訪問調査を受けます

市の調査員が家庭を訪問して、本人の心身状態や日常生活の自立度などを調査します。また、市では主治医の意見を求めます。主治医がいない場合には市の指定する医師に診断を受けることになります。

### 審査・判定

保険・医療・福祉の専門家で構成される「介護認定審査会」で、審査・判定を行います。ここで、訪問調査と主治医の意見書をもとに、介護が必要かどうか、介護の必要な度合い(要介護

## 給付の対象となるかた

65歳以上のかた (第1号被保険者)	介護が必要になったときには、原因を問わずに介護サービスが受けられます。
40歳~64歳のかた (第2号被保険者)	脳卒中やリウマチなど、加齢に起因する特定の病気によって介護が必要になったときに限って、介護サービスが受けられます。

年老いたとき、だれもが不安を抱くのは「介護」。この「介護」を社会全体で支える「介護保険制度」が、来年四月からスタートします。

市町村が運営するこの制度には、四十歳以上のかたが加入します。そして、介護が必要になったとき、総合的な介護サービスを自分で選択して受けられるようになります。

それに先立ち来月一日から、介護保険でサービスを受けるために必要な「要介護認定」申請の受け付けが始まります。

